



# 法人 ながおか

今年も猛暑を記録した夏が過ぎ去り、秋の深まりとともに紅葉の季節を迎えています。  
越路のもみじ園では、モミジの落ち葉でできた絨毯が来園者を温かく迎えてくれています。

写真提供：長岡市美術協会写真部門  
題 字：山本享靖氏  
(第66代長岡税務署長)

2019 秋号  
vol.137



公益社団法人 長岡法人会

## 着任のごあいさつ

長岡税務署長 安藤 和之

この度の人事異動で、関東信越国税局調査査察部国際調査課長から長岡税務署長として着任いたしました安藤でございます。私は長岡市の出身であり、勤務する機会を得ましたことを、大変光栄に思っております。前任の山崎同様よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人長岡法人会の会員の皆様方には、様々な活動を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組むなど、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

長岡法人会におかれましては、「健全な納税者の団体」として、また、税務行政の良き理解者として、各種研修会の開催や国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されていると伺っております。

また、租税教室について多くの講師を派遣されているほか、女性部会を中心に小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

こうした皆様方の活動は、広く一般に向けて税に対する理解と関心を持っていただく上で非常に意義深いものであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

これもひとえに、七里会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の熱意と献身的なご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

さて、私ども国税当局の使命は、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納

税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、経済活動の国際化や高度情報化など税務を取り巻く環境が大きく変化するなか、マイナンバーやICTの活用による申告と納付手段の利便性の



向上や申告・納税に役立つ情報の提供など納税者サービスの充実に努めているところです。また、「適正・公平な課税・徴収の実現を図る」ため、調査・徴収事務の効率化・高度化を行い、適正課税の確保に積極的に取り組んでいるところです。

さらには、本年10月より消費税率10%への引き上げとともに消費税の軽減税率制度が実施されております。国税当局といたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告と納税ができるよう、制度の定着に向けた周知・広報、相談対応に引き続き取り組んでいくこととしております。

長岡法人会の皆様におかれましては、納税者の皆様が同制度を十分に理解していただけるよう、会報誌による制度の周知や研修会の開催など、引き続きお力添えをいただきながら、今後も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

しかしながら、これらの税務行政を取り巻く課題を解決していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、皆様のお力添えが不可欠であることから、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人長岡法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

# 「税と文化講演会」を開催いたします

日時：令和元年11月19日（火）  
午後2時～午後4時30分

場所：ホテルニューオータニ長岡  
NCホール

第一部「消費税の今後と税務行政の将来像」  
安藤 和之 氏  
長岡税務署長

第二部「ピンチをチャンスに」  
東国原英夫 氏  
元宮崎県知事・前衆議院議員



## 理事会開催のご案内

- 日時 令和元年11月19日（火） 正午～
- 場所 ホテルニューオータニ長岡 3階 桜の間
- 議題 平成31年度半期事業報告並びに半期収支報告の件ほか

## 会員親睦ゴルフ大会



7月17日（水）長岡カントリー倶楽部において、37名が参加して第12回会員親睦ゴルフ大会が開催されました。

	<個人戦>	<団体戦>
優勝	大井 尚敏	長岡支部
準優勝	白倉 宏	栃尾支部
第3位	林 隆生	与板支部

個人戦 優勝スピーチ



表彰式風景  
ジャンケンで賞品ゲット!!



# 長岡市立東中学校 租税教室

7月16日（火）東中学校（3年生4クラス113名）で租税教室を開催しました。

アメリカの富裕層が自治体を作り、自分達のためだけに税金を使う格差社会への流れを通して、税のあり方を考えてもらいました。



## 第37回県法連青年部会連絡協議会合同セミナー 高田法人会

9月18日（水）午後2時30分より、上越市「百年料亭宇喜世」において、県法連青年部会連絡協議会合同セミナーが、県内13単位会の青年部会員ほか107名が出席して開催されました。

記念講演は、大島グループ代表・(株)宇喜世社長 大島誠氏の「百年料亭の復活と地域活性化」の演題で記念講演が行われました。



地域の活性化に思う  
在るモノに磨きをかける  
流行に走らない  
ヒントはよそ者の言葉  
伝え方が生命線  
コラボの相手は要注意

自分に言い聞かせている事  
棒に当たるまで 歩く  
わくわくが 人を呼ぶ  
協力者は 必ず現れる  
後輩の為に 諦めない

## 長岡まつり 大民踊流し

今年も8月1日長岡まつり平和祭大民踊流しに女性部会有志ほか32名が参加しました。



## 市民活動フェスタ

9月7日（土）アオーレ長岡で市民活動フェスタに参加しました。

長岡税務署から応援をいただき、青年・女性部会員ほか11名で127名に税金クイズを実施しました。



### 開催した諸会議

共益事業推進委員会	6月 28日(金)	親睦ゴルフ大会
女性部会役員会	8月 27日(火)	活動打合せ
常任理事会	8月 28日(水)	中間事業報告
広報委員会	10月 7日(月)	編集会議
推進会議	10月 7日(月)	福利厚生制度

### 出席した諸会議

青年部会正副会	7月 3日(水)	県連
大型保障制度推進会議	7月 29日(月)	県連
通常役員総会	8月 27日(火)	局連
女性フォーラム実行委員会	9月 10日(火)	県連
理事会・福利厚生連協	9月 12日(木)	県連
青年部合同セミナー	9月 18日(水)	県連
事務局研修会	9月 26日(木)	県連
税団協正副会長会議	9月 27日(金)	税務署管内
福利厚生制度連協	10月 7日(月)	県連
女性部合同セミナー	10月 17日(木)	県連

# 税務署だより

## 長岡税務署定期異動

令和元年7月10日付  
(役付職員)

所 属	職 名	新 任 者		前 任 者	
		氏 名	旧 所 属	氏 名	新 所 属
署 長 副 署 長		安藤 和之 曾我 高志	国税局 調査部 調査課 国際調査課長 留 任	山崎 正弘	国税局 課税第一部 個人課税課長
総務課	総務課長 課長補佐 総務係長 会計係長 庁舎管理係長	丸山 博 池沢 修司 田村 杏子 鈴木 悠子 小野 哲弘	村上署 総務課長 前橋署 資産課税一 総括上席 留 任 国税局 徴収部 特整四 徴収官 留 任	内田 乾一 長岡 忍 田村 健史	国税局 調査部 特別国税査察官 長岡署 税務広報官 国税局 課税第二部 酒税課 実査官
税務広報官	広 報 官	長岡 忍	長岡署 課長補佐	宮本 鉄也	新潟署 税務広報官
管理運営一 管理運営二	統 括 官 統 括 上 席 統 括 官	丹野 嘉美 宮本 政則 家合 英夫	小千谷署 管理運営 統括官 留 任 留 任	高橋 操	伊勢崎署 管理運営一 統括官
特官(徴収) 特官(徴収) 徴 収 審理(徴収)	特 官 特 官 統 括 官 専 門 官	齋藤 直 小林 勝 小林 毅彦	朝霞署 特別国税徴収官 留 任 国税局 徴収部 特整総括二 評価専門官	三富 敏明 中島桂一郎	退 官 国税局 徴収部 特整一 総括主査
特官(所得) 特官(所得) 個人一 個人一 個人二 個人三 審理(個人)	特 官 特 官 統 括 官 統 括 上 席 統 括 官 統 括 官 専 門 官	水澤 洋一 須藤 利昭 唐澤 正浩 阿久津学司 横山 正治 本多 正実 関 朗	土浦署 特別国税調査官(所得) 新潟署 審理専門官(所得) 佐久署 個人一 統括官 国税局 課税第一部 資料調査第一課 留 任 前橋署 個人課税一 連絡調整官 留 任	竹之内雅人 池田 聡 藤石 幸宏 土田 信治	退 官 新潟署 個人一 統括官 国税局 調査部 査察第二 主査 前橋署 国際税務専門官(所得)
資 産	統 括 官	早川 正	留 任		
特官(法人) 特官(法人) 法人一 法人二 法人三 審理(法人)	特 官 特 官 統 括 官 統 括 上 席 統 括 官 統 括 官 専 門 官	山田 文幸 辰口 晃 川崎 智久 渡辺 裕央 佐藤 和彦 本間 貴晶 篠原 幸雄	留 任 巻 署 法人 統括官 熊谷署 法人一 統括官 関 信 審判所 総務係長 新潟署 法人二 統括官 長岡署 法人二 統括官 留 任	若杉 正志 田中 克幸 浦野 政浩 本間 貴晶 桐生 直樹	新潟署 特別国税調査官(法人) 新潟署 特別国税調査官(法人) 上田署 法人一 統括上席 長岡署 法人三 統括官 新潟署 審理専門官(法人)
酒類指導官	指 導 官 指 導 官	星野 学 本城 浩文	留 任 長野署 酒類指導官 上席調査官	住吉 雅彰	松本署 酒類指導官



**川崎 智久**  
 法人課税第一部門  
 統括国税調査官  
 《出身地》  
 新潟県新潟市  
 《趣 味》  
 スポーツ観戦  
 孫と遊ぶこと



**渡邊 裕央**  
 法人課税第一部門  
 総括上席調査官  
 《出身地》  
 新潟県南蒲原郡田上町  
 《趣 味》  
 スキー・スノボ

## ○ 税務署からのお知らせ

**ID・パスワードを使えば、スマホでe-Taxができます！**

確定申告に便利な

# ID・パスワードを取得しよう！

## ID・パスワードとは

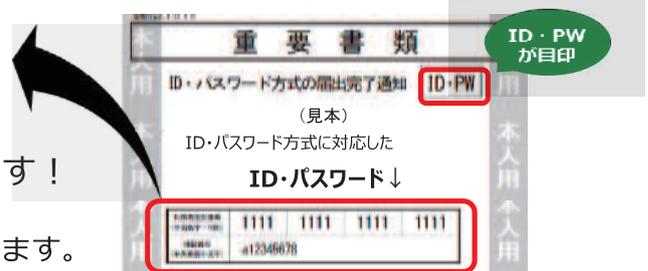
マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでなくても、

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、

- ① **ID（利用者識別番号）**
- ② **パスワード（暗証番号）**

の入力のみでe-Taxで提出ができます！

※ 既に確定申告会場等で取得している方もいます。



## ID・パスワードでe-Taxすると

- 自宅等からパソコン・スマホでかんたん送信
- ICカードリーダライタが不要
- 添付書類が提出不要（ご自宅で保管）

～スマホ申告のメリット～

- ・ スマホで見やすい専用画面で簡単作成！
- ・ 画面の案内に従い、ラクラク操作！



## ID・パスワードをご利用いただくためには

お近くの税務署で、**令和元年12月頃までに**

**ID・パスワードの取得**をお願いします！

- ※ 申告者ご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ※ お手続は、約5分で終了します。

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いいたします。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
 今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
 「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
 経営者のみなさまとともに歩んでまいります。



新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951

## 長岡法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **長岡法人会** で **検索**

### 現在配信中のオススメセミナー



#### 相続・事業承継への準備と心がまえ



OfficeSHIMADU 代表 島津 悟

	セミナー名	講師	分数
経理・ 税務・ 財務	簿記の基礎が9割わかる動画セミナー (第1回 簿記の目的と経営成績)	石川 和男	35分
	社長必見!! 会社の資金繰り	富山 さつき	64分
一般経営	2代目・3代目社長のための ドラッカー入門	中平 次郎	74分
	社員が辞めない職場づくり	中村 成博	30分
研修・ 人材育成	相手を不快にさせない 言葉遣いの実践講座	池田 泰美	51分
	これだけは知っておきたい ビジネスマナー(1)	山本 衣奈子	34分

視聴用ID・パスワードは

**会員ID:1011 パスワード:0328**

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約**500本**のセミナーがご覧いただけます。

## 編集後記

鷲尾 達雄

かれこれ10年近く、租税教室をしてきましたが、常に感じているのが、何故、こんなに子どもは変わってしまうのか?であります。意見を求めると、小学校では多くの子供たちが手を挙げて、積極的に発言してくれます。しかし、中学生になると・・・。思春期だからしょうがない!で済ませないと、最近とみに感じております。中学校は、もっと人前で自分の意見を言う訓練の場を与えるべきではないかと、租税教室のたびに思ってしまう。

人口減少社会で、これからの若者は、外国人と仕事をする機会が間違いなく増えます。アニマル・スピリッツを持った東アジアの若者たちに負けずに主張する力を彼らに与える教育が必要と。

**消費税期限内納付**  
消費税の期限内納付を忘れずに! **推進運動実施中!**

法人会

消費税には申告・納付期限があります。<sup>1)</sup>

申告・納付にはe-Taxが利用できます。<sup>2)</sup>

個人事業者の方は振替納税も利用できます。<sup>3)</sup>

■ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。  
 ■ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>1)</sup>。  
 ■ 期限を過ぎると延滞税がかかります。  
 ■ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>1)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>1)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>1)</sup>

1) 法人は課税期間終了の日の翌日から5ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 2) 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要となります。  
 3) 地方消費税を含まない消費税をいいます。  
 4) 直前の課税期間の確定消費税額が、課税の中間申告を提出する際の課税額を算出した場合には、合法的に中間申告・納付を行うことができます。

**法人 ながおか vol.137**

公益社団法人 長岡法人会  
 長岡市坂之上2丁目1番地1  
 電話 0258-35-0328  
 FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会  
 委員長 鷲尾 達雄  
 印刷所 吉原印刷株式会社